

第七十九号議案

江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十八日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和六十二年三月江戸川区条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表自転車の項中「二、五〇〇円」を「三、〇〇〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例別表第一の規定は、施行日以後に撤去又は移送したものについて適用し、同日前に撤去又は移送したものについては、なお従前の例による。

（説明）

放置された自転車の撤去又は移送に係る撤去手数料を改める必要があるので、本案を提出いたします。